

山形県の児童虐待の状況(令和4年度)

1 通告件数と認定件数

令和4年度の児童相談所及び市町村に対する児童虐待の通告は1,104件で、このうち、調査の結果、虐待と認定された件数は752件でした。ただし、これには児童相談所と市町村が重複して対応した97件が含まれるため、これを除いた実数は655件となります。

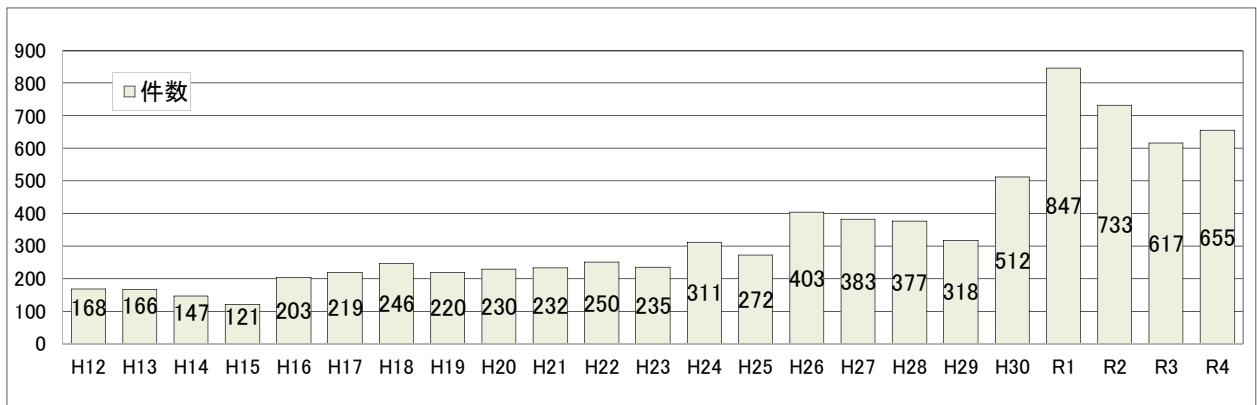
	通告件数			認定件数		
	R3年度(件)	R4年度(件)	伸び率(%)	R3年度(件)	R4年度(件)	伸び率(%)
児童相談所	681	686	0.7	480	517	7.7
市町村	495	418	▲ 15.6	232	235	1.3
a 県計	1176	1104	▲ 6.1	712	752	5.6
b 重複件数	—	—	—	95	97	2.1
a-b 県実数	—	—	—	617	655	6.2

通告件数:虐待の疑いも含む通告を受けた件数
認定件数:調査の結果、虐待と認定された件数

<参考> 認定件数の推移(県実数)

虐待と認定された件数は長期的には増加傾向にあり、平成30年度に500件を超え、令和元年度以降は600件を超える高い水準で推移しています。

背景として、県民の児童虐待に対する認知度と通告に対する意識が高まっていること、警察、学校、保育所、医療機関等との連携がより密になり、児童虐待又は虐待が疑われる事案が適切に通告されるようになってきたことなどが考えられます。

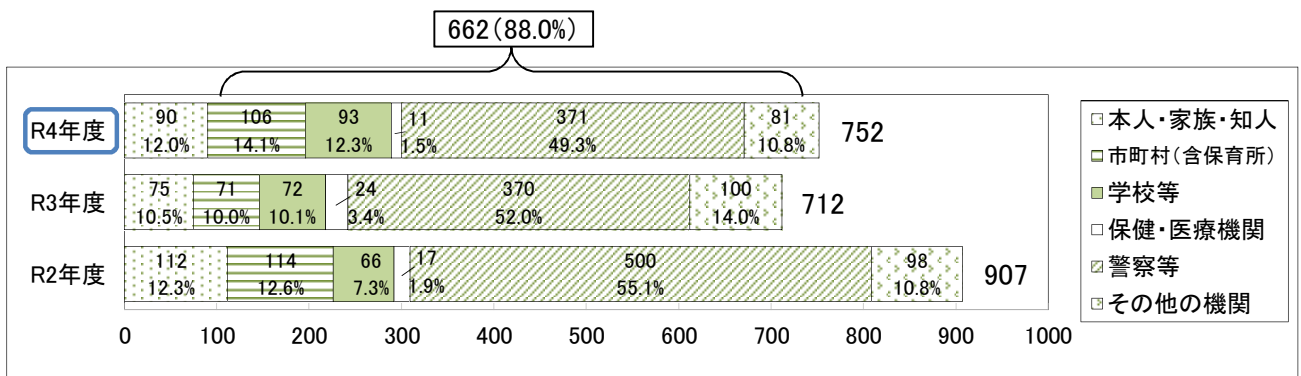


2 認定された虐待の内容

(1) 通告の経路(重複件数を含む)

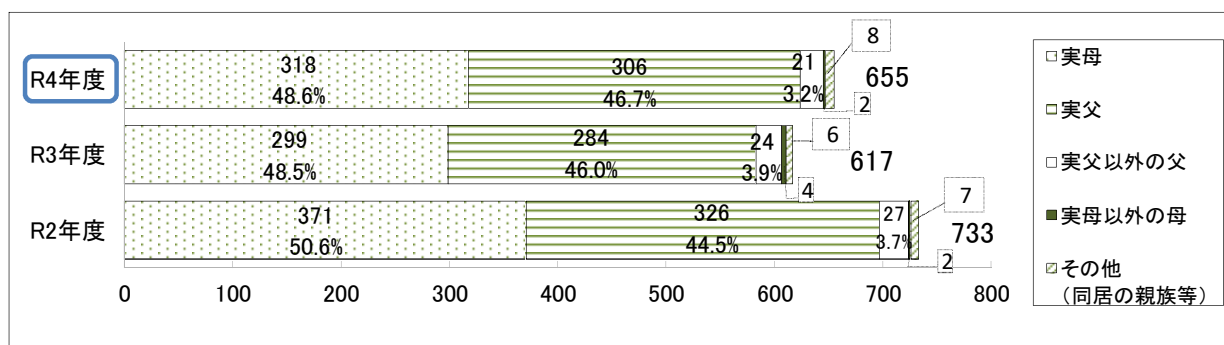
警察からの通告が371件(49.3%)と最も多くなっています。

なお、「本人・家族・知人」からの通告は90件(12.0%)となっており、ほとんどが警察を含めた市町村などの関係機関からの通告(662件(88.0%))によるものです。



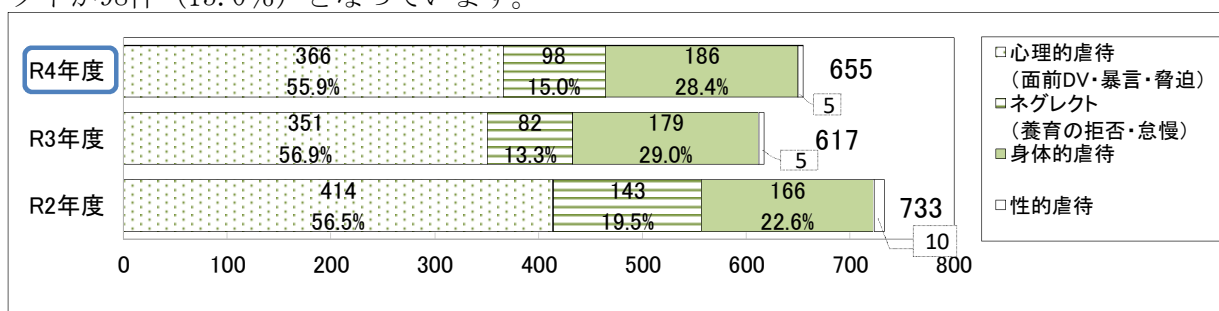
(2) 主な虐待者(県実数)

実母が318件(48.6%)で最も多く、次いで実父が306件(46.7%)となっています。



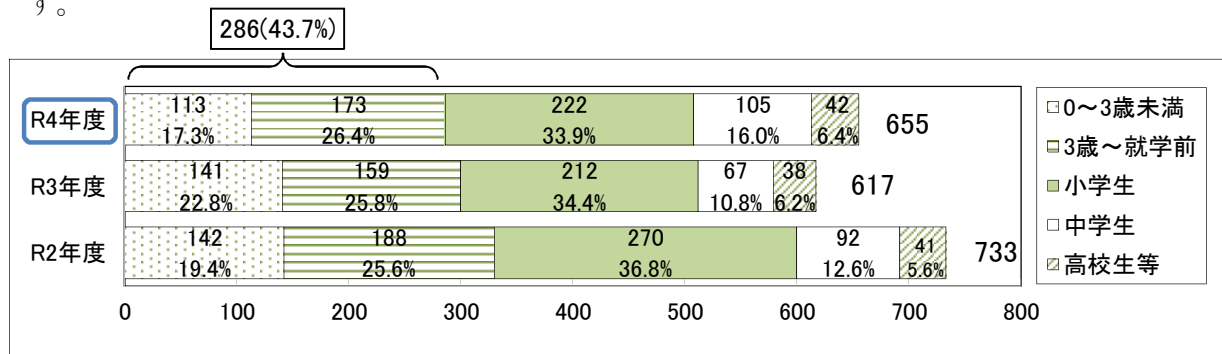
(3) 虐待の種類(県実数)

心理的虐待が366件(55.9%)と最も多く、次いで身体的虐待が186件(28.4%)、ネグレクトが98件(15.0%)となっています。



(4) 被虐待児の年齢構成(県実数)

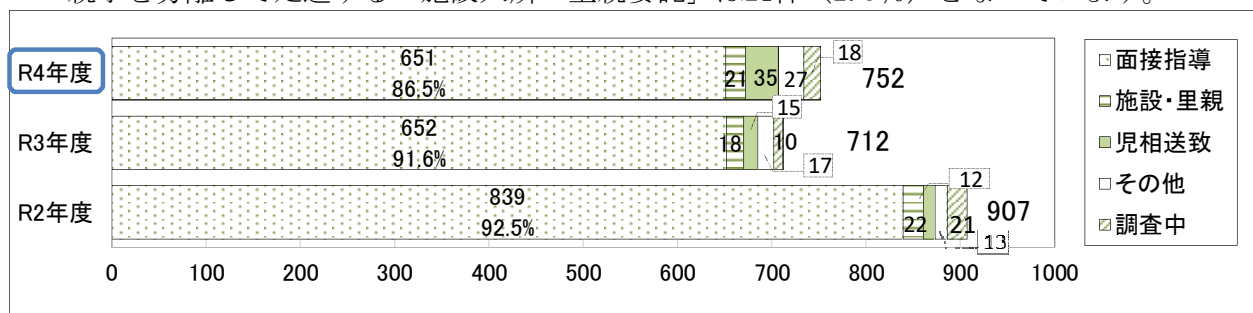
就学前児童が286件(43.7%)と最も多く、次いで小学生が222件(33.9%)となっています。



3 対応の状況(重複件数を含む)

関係機関と連携しながら在宅で指導する「面接指導」が最も多く、651件(86.5%)となっています。

親子を分離して処遇する「施設入所・里親委託」は21件(2.8%)となっています。



※児童相談所及び市町村において、1ケースに対する主な対応1件を計上

4 令和5年度における主要な児童虐待対策について

市町村、警察、学校、保育施設等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、適切な保護・指導、アフターケアに至る一連の施策を推進します。

(1) 発生予防

①乳児家庭全戸訪問事業（全市町村で実施）

- ・生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問による親子の心身の状況等の把握

②養育支援訪問事業（全市町村で実施体制を整備）

- ・支援を必要とする子育て家庭への保健師等の訪問による助言指導等の実施

③オレンジリボンキャンペーンの全県展開

- ・児童虐待防止のシンボル「オレンジリボン」を活用した啓発イベントの実施（児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の普及啓発等）

④SNSを活用した相談事業「親子のための相談LINE」

- ・厚生労働省が構築したSNS相談支援システムを活用した、子ども自身や保護者が抱える子育てや家庭の悩みなどへの対応

⑤主任児童委員研修

- ・地域で児童や子育て家庭への支援を行う主任児童委員を対象とする研修の実施

(2) 早期発見・早期対応

①児童相談所の体制強化等

- ・専門職（児童心理司）の増員による児童相談所の体制強化
- ・児童福祉司への指導・教育を行うスーパーバイザーの養成やOJT等による人材育成
- ・AI機能一体型児童相談所業務支援システムの導入による対応の迅速化及び複雑化・困難化している事案への対応力強化

②要保護児童対策地域協議会（全市町村に設置）における活動

- ・市町村、学校、警察、児童相談所などの関係機関で構成され、保護や支援が必要な児童や家庭の状況把握や必要な支援を検討

③市町村に対する支援の実施

- ・各市町村要保護児童対策地域協議会の担当職員を対象とする研修の実施
- ・児童相談所の市町村支援担当児童福祉司による市町村への助言・指導
- ・令和4年の児童福祉法改正で市町村における設置が努力義務とされた、児童福祉と母子保健の一体的な支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置・運営への支援

④関係機関との連携

- ・警察・学校等との情報共有、連携の強化

(3) 適切な保護・指導

①児童相談所と警察との連携

- ・福祉相談センター児童緊急対策課への併任の警察職員の配置（H25～）

②家庭支援体制強化事業

- ・家庭への支援を充実するための保護者参加による支援方針検討会の実施

③適切な保護・指導を行うための児童福祉施設の整備

- ・児童自立支援施設「県立朝日学園」の改築整備

(4) アフターケア

①児童自立支援事業・身元保証人確保対策事業

- ・児童養護施設等退所者の私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得に要する経費への補助
- ・児童養護施設等退所者が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が保証人になった場合の保証料の一部負担

②児童養護施設等退所者に対する自立支援資金の貸付

- ・退所者の自立を支援するための家賃や生活費、資格取得費の貸付け

相談窓口のPR



子育ての不安や悩みを 相談してみましよう



子育てに不安や負担感を感じて悩んだときは、周りの人や相談機関にまず相談してみませんか。あなたの周りには、相談に乗って手助けをしてくれるところがたくさんあります。

市町村児童福祉担当課 (子ども家庭福祉に関する 身近な地域の相談窓口)

子育てについての悩みをはじめ、18歳未満の子どもの家庭児童福祉に関する相談について幅広く応じています。

児童家庭支援センター (子どもに関する地域の相談機関)

児童養護施設に付設された民間の相談機関です。支援相談員や心理療法士が地域の児童に関する幅広い相談について施設の専門的な知識や技術を活かして相談に対応します。

- 児童家庭支援センター「シオン」(鶴岡市)
☎ 0235-68-5477
✉ tzion@shionkai.hs.plala.or.jp
- 子ども家庭支援センター「チェリー」(寒河江市)
☎ 0237-84-7111
✉ info@cherry-sagae.jp

地域子育て支援センター・ 保育所・幼稚園

育児に関する相談、支援を行います。乳幼児と保護者が遊べる場所もあります。

児童相談所

(子どもに関する専門的な相談機関)

児童虐待や非行など、18歳未満の子どもの問題について、児童福祉司や児童心理司等が専門的な相談支援を行います。

受付 原則：平日の8:30～17:15
(緊急時はいつでも対応します。)

- 福祉相談センター(中央児童相談所)(山形市)
☎ 023-627-1195
- 庄内児童相談所(鶴岡市)
☎ 0235-22-0790

※児童相談所虐待対応ダイヤル番号「189」
(いち・はや・く)でもお近くの児童相談所につながります。

子育て世代 包括支援センター(市町村) (妊娠期から出産期、子育て期まで 切れ目のない相談支援窓口)

母子保健コーディネーターが妊産婦、乳幼児とその保護者のさまざまな相談に応じ、一人ひとりに寄り添った支援を行います。

民生委員・児童委員 (主任児童委員)

皆さんの身近なところで、子どもや家庭の問題について相談に乗り、地域と行政機関とのパイプ役として活動している人たちです。

●児童虐待とは…?

身体的虐待

なぐ、^け蹴る、^{たた}蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、^{おぼ}溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、
ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、
自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による^{おど}脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

【児童虐待の防止等に関する法律第14条】

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、**体罰を加えること**その他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。